

竹島紛争の原点—李承晩ラインをめぐる[※]

神戸大学名誉教授 坂元 茂樹

1 はじめに

1945年9月28日の米国のトルーマン宣言は、第2次大戦後の漁業水域制度の先駆けとなった。米国のトルーマン大統領は、有名な大陸棚に関する宣言とともに、「公海水域における沿岸漁業に関する米国の政策・大統領宣言第2668号」を発売した。そのねらいは、漁業資源の保存と保護の必要性により、米国領海に近接する公海に保存水域 (conservation zones) を設定し、持続可能な規模で漁業活動が発展し維持されることを目指そうというものである。

トルーマン大統領は、同宣言において、①米国民のみが漁する保存水域については、そこでの漁業活動は米国の規制と管理 (regulation and control) に服するとし、②他の国の国民も米国民と共に出漁する水域については、合意によって保存水域を設定し、当該水域における漁業活動は、合意に規定された規制と管理に服することを宣言した。国家が公海上においても自国民に対しては管轄権を行使しうことは自明であり、米国民のみが漁業に従事している場合に米国が規制と管理を及ぼしうことはこの宣言を待つまでもない。また、他の国の国民が漁業に従事している場合には、その国との合意に基づく規制と管理を行おうというのがその主張であり、こうした米国の主張に国際法上の問題は生じない¹。しかし、1952年韓国政府によって設定された李承晩ラインの主張は、公海に対して一方的に自国の主権を及ぼすことをその内容としており、領海の拡大による他国民、すなわち日本の漁業者の排除にその目的がある。

もっとも、国連国際法委員会の1958年の公海条約草案の特別報告者であったフランソワ (J.P.A. François) は、トルーマン宣言は、合意に到達するための交渉に言及するものの、米国民が特別の権利をもつ特別の水域の主張を行っているという事実を変えるものではないとし、漁業活動を行う他国民の入域を拒否することに否定的態度をとった²。また、ウォルドック (H. Waldock) も、セルデン (John Selden) の『閉鎖海論 (Mare

Clausum)』からグロチウス (Hugo Grotius) の『自由海論 (Mare Liberum)』の動きに逆行することは明白であり、海洋の権利の合意に基づく性質を弱めてはならないとし、こうした一方的主張を戒めていた³。これに対して、米国の国務次官特別補佐官であったチャップマン (W.E. Chapman) は、「この宣言の目的は、国際水域にある漁業資源を乱獲から保護するために、法にもとづく新しい方法を規定することにあった。一国はそれ自身で国際法を変更することはできない。合衆国の宣言は、他国をして国際法体系への新しい原則の承認を強制するものではない⁴」と述べて、こうした否定的態度に反論している。

2 李承晩ラインの設定とその問題点

周知のように、1951年の対日平和条約第21条は、「この条約の第25条 (坂元注：連合国の定義) の規定にかかわらず、……朝鮮は、この条約の第2条、第4条、第9条及び第12条の利益を受ける権利を有する」と規定し、その特定条項の一つである第9条は「日本国は、公海における漁業の規制又は制限並びに漁業の保存及び発展を規定する二国間及び多数国間の協定を締結するために、希望する連合国とすみやかに交渉を開始するものとする」という漁業条項を置いていた⁵。

日韓両国の間に正式の国交を開くための第一次日韓会談の交渉が開始されたのは、1952年2月15日であった。ところが、韓国は、同交渉に先立つ1952年1月18日に「海洋主権宣言」を行い、韓国の海岸線から最大限190海里にも及ぶ広大な海域に対して排他的主権の行使を行おうとする「李承晩ライン」を設定した⁶。同宣言の第2項は、「大韓民国政府は、深度のいかんを問わず、韓国領土である韓半島と島嶼の海岸に隣接する海洋に、……国家の主権 (national sovereignty) を留保し、行使する⁷」と宣言した。この宣言の目的について、韓国側は、①李承晩ラインによって囲まれた水域における貴重な海洋資源を保存すること、②漁業資源に関する韓国と日本の将来

※ 本論考は、元々、坂元茂樹『国際法で読み解く外交問題』(東信堂、2024年)に表題「韓国国際シンポジウムにおける竹島紛争」として掲載されたものに改訂を加えたものである。

1 小田滋『海洋の国際法構造』(有信堂、1956年)65-66頁。

2 *Yearbook of the International Law Commission*, 1951, vol. I, p.303, para.2 and p.315, para.43.

3 H. Waldock, "The Anglo-Norwegian Fisheries Case," *The British Yearbook of International Law*, Vol. 28(1951), pp.114 and 171.

4 W.M. Chapman, United States Policy on High Seas Fisheries, 20 Department of State Bulletin (No.493) (16 January 1949), pp.67 and 71. 小田『前掲書』(注1)66頁。

5 川上健三『戦後の国際漁業制度』(大日本水産会、1972年)237頁。ちなみに、1952年に発効した「北太平洋の公海漁業に関する国際条約」(通称、日米加漁業条約)が、平和条約第9条に基づいて締結された国際漁業条約の第1号である。藤原弘毅「各国との漁業協定の概要」『時の法令』第522号38頁。

6 韓国外交部が李ラインの設定を急いだ背景については、藤井賢二『『平和線』の理論の検討』『朝鮮史研究会会報』第150号(2003年)4-6頁に詳しい。

7 英文訳は以下の通りである。"2 The Government of the Republic of Korea holds and exercises the national sovereignty over the seas adjacent to the coasts of the peninsular and islands of the national territory, no matter what their depths may be, throughout the extension," 李ラインの内容の詳しい内容については、広部和也・田中忠「資料 日韓会談一四年の軌跡」『法律時報』第37巻10号45頁参照。

の軋轢を除去すること、③共産主義の浸透に対する海上の防衛を挙げている⁸。

戦後の日本では、朝鮮半島や中国大陸、さらに台湾から引き揚げてきた漁業者が、九州を拠点にして、東経130度以西の東シナ海及び黄海でトロール漁業及び底引き網漁業を行い、戦前の水産量をはるかに上回る実績を挙げている。韓国側は両国の間に存在するこうした漁獲能力の格差を理由に、朝鮮半島周辺で操業する日本漁民を排除する一方的規制を行おうとしたのである。当然のことながら、日本側は公海自由の原則の立場から強く反発した⁹。しかし、韓国は1953年12月12日に漁業資源保護法を制定し、この法律に違反して李ラインを侵犯した日本漁船を拿捕する挙に出た。14年に及ぶ日韓漁業問題の交渉の中心的な課題となったのは、拿捕された日本漁船326隻(そのうち沈没・未帰還185隻)、抑留乗組員3,904人(拿捕及び抑留の過程で死亡者8名)に及んだこの李ラインの問題であった。これらの数字は、李承晩ライン設定前の拿捕も含む。

この李ラインの内部に竹島が取り込まれたことに対し、日本政府は1952年1月28日に、「李大統領の宣言は公海自由の原則及び公海における水産資源の保護開発についての国際協力の原則に反するものであり、日本政府としてはこの宣言に従うことはできない。また韓国は右の宣言で竹島として知られている日本領の小島に対する領土権を主張しているかのように見えるが、日本政府は韓国のかかる僭称又は要求を認めるものではない¹⁰」との口上書を送った。

これに対して、韓国は、「連合国総司令部は1946年1月29日付連合軍司令部覚書(SCAPIN)第677号により、本小島(竹島)を日本の領有から明白に除外した点、および諸小島がマッカーサー・ラインの線外に置かれていた点よりして、これらの事実は、同島に対する韓国の要求に同意し、これを確認するものであって、何等議論の余地のないものであることを日本政府に想起せしめたい¹¹」と反論した。たしかに、「若干の外郭地域の日本からの政治上及び行政上の分離に関する連合国総司令部覚書」と題するSCAPIN第677号により、日本は鬱陵島、济州島と並んで、竹島に対しても、政治的及び行政的権力の行使を停止するように指令された。また、1946年6月22日のSCAPIN第1033号により、竹島はいわゆるマッカーサー・ラインの外側に置かれ、日本の船舶及び乗組員は竹島の周辺12海里以内に接近することを禁止された¹²。こうした経緯もあり、韓国は、米国に対し、マッカーサー・ラインの存続を要望し、また朝鮮半島近海での日本人の漁業を制限する条項を対日平和条約に含めるよう要請したが、米国によって拒否されている¹³。

塚本孝氏の米国公文書館の資料に基づく緻密な研究によれば、米国国務省による1947年3月と同年8月5日付、1948年1月2日付、1949年10月13日付と同年11月2日付の草案によれば、竹島は日本が放棄すべき島嶼に含まれていた。しかし、この草案に対し、駐日国務長官代理のシーボルド(William J. Sebald)政治顧問が、1949年11月14日、国務省バターワース(W. Walton Butterworth)極東担当国務次官補に電報を送り、「リアンクール岩(竹島)の再考を勧告する。この島に対する日本の領土主張は古く、正当と思われる。安全保障の考慮がこの地に気象およびレーダー局を想定するかもしれない」とのコメントを寄せた。この指摘を受け、国務省は1949年12月29日付草案で、関係条文を修正し、日本が保持する島に竹島を加えたのである。草案第3条(日本の保持する領域)に関して国務省が作成した注釈は、「竹島(リアンクール岩)―日本海中ほぼ日本と朝鮮の等距離にある、2個の無人の島である竹島は、1905年に日本により正式に、朝鮮の抗議を受けることなく領土主張がなされ、島根県隠岐支庁の管轄下に置かれた。同島は、アシカの繁殖地であり、長い間日本の漁師が一定の季節に出漁していた記録がある。西方近距離にあるダジュレ島(注:鬱陵島)とは異なり竹島には朝鮮名がなく、かつて朝鮮によって領土主張がなされたとは思われない」と記していた。その後、国務省長官顧問に任命されたダレス(John Foster Dulles)によって草案は短くなり、日本が保持する島の列挙はなくなったが、竹島を日本に残す主旨に変更はなかった。この点は、オーストラリア政府による「旧日本領土の処分に関して一層精密な情報を求む」という要請への回答において、米国が、竹島を隠岐列島などとともに、「いずれも古くから日本のものと認められていたもの」としていることからわかる¹⁴。

これに対し、韓国政府は、梁祐燦駐米大使を通じて、対日平和条約草案第2条(a)の「放棄する」という語を、「朝鮮並びに济州島、巨文島、鬱陵島、独島及びパラン島を含む日本による朝鮮の併合前に朝鮮の一部であった島々に対するすべての権利、権原及び請求権を、1945年8月9日に放棄したことを確認する」に修正するよう要求した。しかし、1951年8月10日付のラスク(Dean Rusk)極東国務次官補の韓国大使に宛てた公文では、「合衆国政府は、遺憾ながら当該提案にかかる修正に賛同することができません。……独島、または竹島ないしリアンクール岩として知られる島に関しては、この通常無人である岩島は、我々の情報によれば朝鮮の一部として取り扱われたことが決してなく、1905年頃から日本の島根県隠岐支庁の管轄下にあります。この島は、かつて朝鮮によって領土主張がな

8 李ラインの詳しい分析については、参議院法制局『李承晩ラインと朝鮮防衛水域』参照。

9 山内康英『交渉の本質―海洋レジームの転換と日本外交』(東京大学出版会、1995年)46頁。

10 国際法事例研究会『領土』(慶応通信、1990年)(担当:横川新)173頁。

11 『同上』174頁。

12 1949年9月19日のSCAPIN第2046号によって、12海里は3海里に変更された。詳しくは、『同上』172頁参照。

13 藤井賢二『韓国の海洋認識―李承晩ライン問題を中心に―』『韓国研究センター年報』11号(2011年)55頁。

14 塚本孝『平和条約と竹島(再論)』『レファレンス』第518号(1994年)39-45頁。

されたとは思われません」と述べて、韓国側の要求を拒否している¹⁵。

いうまでもなく、韓国併合前から日本領であった竹島は1943年のカイロ宣言がいう「暴力及び強欲により日本国が略取した他のすべての地域」に当たらないし、前述した経緯から、1951年の対日平和条約がいう、「日本国は、朝鮮の独立を承認して、済州島、巨文島及び鬱陵島を含む朝鮮に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」(第2条(a)項)という条文にいう放棄した地域に竹島は含まれない。そこで、日本は、先の韓国の反論に対し、「連合国総司令部の1946年1月29日付覚書の措置は、日本政府が竹島に対して、政治上または行政上の権限の行使または行使しようと企図することを停止するよう命ぜられたるに止まり、同島の帰属とは無関係であること、同様にマッカーサー・ラインも国家統治権、国際的境界又は漁業権の最終的決定に関する連合国の政策を表明するものではない¹⁶」旨の再反論を行った。つまり、SCAPIN第677号は、「この指令中のいかなる規定も、ポツダム宣言第8項に述べられている諸小島の最終的決定に関する連合国の政策を示すものと解釈されてはならない」(6項)と断っているし、マッカーサー・ラインを定めたSCAPIN第1033号も「この認可は、関係の地域又はその他如何なる地域に関しても、日本国家の管轄権、国際境界線又は漁業権についての最終決定に関する連合国側政策の表明ではない」(5項)と述べている¹⁷。したがって、連合国が韓国の要求に同意したという性質のものではないとの再反論を行ったのである。

3 米国による李承晩ラインの評価

たしかに、第2次大戦後、韓国を含む、多くの国が領海の範囲を超えて自らの漁業管轄権を拡張する傾向にあったことは事実である。しかし、多くの国は、領海の幅員を拡大することなく、もっぱら漁業に関する管轄権の拡大を目指した。これに対して韓国は、海洋主権宣言で自らが恣意的に引いた海域に「主権(sov^{er}eignty)」を及ぼすと宣言した。そこでは「管轄権」ではなく、「主権」という表現が用いられ、この領海の拡大を含意する用語の使用が、日本のみならず、米国や英国などの反発を招いたことは当然であった。日本政府は、李ラインは国際法上なら根拠のあるものではなく、日本漁船の拿捕は、ことごとく公海自由の原則を侵害する違法行為であるというものであった。次に紹介する米国の反応も日本と同様のものであった¹⁸。

1952年2月11日付のムチオ(John J. Muccio)米国大使からの榮泰(Yung-tai Pyun)韓国外務部長官に宛てた書簡は、「私は、米国政府がこの宣言(坂元注:李大統領による海洋主権宣言)の規定に深刻な懸念を有していることを伝えるよう訓令された。仮に実行されたならば、この宣言はすべての国家によって公海とみなされている広大な海域を韓国の排他的な管轄権と管理の下に置くことになる。公海及び公海の上空は外国船舶と外国航空機の自由なかつ制約されない航行と飛行が行われるが、それらに対し主張される主権が適用されるならば、それらは韓国の管理下に置かれることになる。

宣言はよく確立された国際法の先例によって支持されることを意図しているが、米国政府は韓国のこうした主権の拡大を正当化する先例となる国際法の受け入れられたいかなる原則も承知していない。この点に関して、米国は韓国の注意を喚起したい。大陸棚の資源と接続する公海の漁業資源の保存に関する米国の政策に関する1945年9月28日の米国大統領によって発出された2つの宣言とは異なり、韓国の宣言は特定された海域に対する韓国の国家主権に関連している。米国の2つの宣言は既存の領海のいかなる拡大をも想定していないし、事実、そうした効果を有しない。

前述のような考慮に基づき、米国政府は韓国政府に米国は当該韓国の宣言の規定の下での、かつそれらの実施措置に基づく自国民及び自国船舶のすべての利益を留保することを伝えたい¹⁹」と述べて、李ラインを批判した。

これに対して、榮外務部長官は、「1 第1に、宣言における「主権(sov^{er}eignty)」という用語は漠然と用いられており、言葉の通常の絶対的な意味での主権と解釈される必要はない。その用語は、『管轄権と管理(jurisdiction and control)』という表現と互換的に用いられている。

2 米国の宣言の場合と同様に、前述の宣言(坂元注:海洋主権宣言)によって韓国の周辺に宣言された海域は決して韓国の領海の拡大を意味しない。当然のことながら、宣言に関わりなく、領海は国際的に受け入れられた幅員にとどまる。この点で、まさしく起こりうる混乱を避けるために、韓国の宣言は、最後の条文で、同宣言は公海における航行の権利を妨害するものでないと規定する²⁰」と弁明した。

このように、米国をはじめ諸外国に公海への領海の拡大であると非難された韓国は、1952年9月11日以降、李承晩ラインを公式に「平和線」と呼称するようになった。しかし、韓国民の

15 「同上」48-50頁。

16 国際法事例研究会『前掲書』(注10)174頁。

17 塚本「前掲論文」(注14)33頁。

18 小田『前掲書』(注1)53頁。

19 Letter from American Embassy, Pusan, February 11, 1952 to Yung-tai Pyun, Minister of Foreign Affairs, Republic of Korea. Records of the U.S. Department of State relating to the Internal Affairs of Korea, 1950-54 Department of State Decimal File 795. 本書簡については、藤井賢二氏に貴重な資料のコピーの提供をいただいた。記して感謝申し上げます。

20 Letter from Ministry of Foreign Affairs of ROK to Ambassador of the U.S., Pusan, February 13, 1952, *ibid.*

間には李ラインで囲まれた水域を領海とみなす感覚がその後にも強く残ったとされる。そうしたこともあり、日韓漁業交渉の中で李承晩ラインの解消を余儀なくされた韓国政府は、当時の与党である民主共和党の1964年3月の宣伝資料の中で、「韓国領海の拡張等を願う愛国的な心情は韓国民としては当然なものであるが、我々が国際社会の忠実な一員として行動しようとするならば国際法をむやみに無視することはできない」と述べて、1965年6月22日の「日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定(旧日韓漁業協定)」で採用された12海里の漁業水域への理解を「平和線死守」を叫ぶ韓国民に理解を求めたのである²¹。

4 李ラインが提起した竹島問題

しかし、同じく国際法に違反して不法占拠を続ける竹島については、領土標識の建設、灯台の設置、沿岸警備隊の駐留などの既成事実の積み重ねを継続した。ここでは「独島死守」を叫ぶ韓国民と韓国政府の間に認識の乖離は見いだせない。竹島からの退去を求めた海上保安庁の巡視船「へくら」に対する、竹島駐在の韓国武装警察官による1953年7月12日の発砲事件の発生も重なり、日本政府は竹島の領有権紛争を国際司法裁判所(ICJ)で解決しようとする提案を行った。1954年9月25日に発出された口上書は、

「(竹島の領有問題)は国際法の基本原則に触れる領土権の紛争であるので、唯一の公正な解決方法は本件紛争を国際裁判に付託し判決を得ることであると認められる。日本国政府は、紛争の平和的解決を熱望し、本件紛争を日本国政府及び大韓民国政府の合意の下に国際司法裁判所に付託することをここに提議する²²」と述べて、竹島の領有権紛争をICJに合意付託することを提案した。ICJは強制管轄権を有しておらず、予めICJの管轄権を認める選択条項受諾宣言を行っている国同士に限り一方的提訴が可能である。日本は、1958年9月15日にICJの義務的管轄権を受諾する宣言を行っているが、同宣言は「この宣言の日付以後の事態または事実に関して同日以後に発生するすべての紛争」に限定しており、1952年の李ラインの設定によって竹島の領有権紛争が生じたとする、仮に韓国が将来同宣言を行ったとしても、一方的付託は困難である。ICJに紛争を付託するためには合意付託以外の方法は存在し

ないことになる²³。

これに対し、韓国政府は、1954年10月28日の覚書で、

「機会のあるたびに韓国政府は明白にしてきたように、独島(竹島)は太古の時代から韓国の領土であって、また現在においても韓国の領土である。……紛争を国際司法裁判所に付託しようとする日本政府の提案は司法的な装いとして虚偽の主張をしている1つの企図に過ぎない。韓国は独島に対して初めから領土権を持っており、その権利についての確認を国際司法裁判所に求めようとする理由を認めることはできない。いかなる紛争もあり得ることがないにもかかわらず、類似的な領土紛争を造作するのは日本である。……

韓国国民は独島を守護し、それによって韓国を保全する決意を持っている。それゆえ韓国政府は臨時(ママ)的であり、また国際司法裁判所においても独島に対する韓国の主権を疑義に付する必要はない²⁴」と述べて、これを拒絶した。なお、1954年4月26日から8月7日まで韓国を訪問したヴァン・フリート(Van Fleet)使節団の帰国報告書(1986年公開)には、米国は竹島を日本領であると考えているが、米国の立場は紛争をICJに付託するのが適当であるとの考えであり、非公式に韓国にこのことを提案したとのことである。しかし、韓国は「独島」は鬱陵島の一部であると反論したとされる²⁵。

日韓外交正常化交渉中の1962年3月の日韓外相会談で、小坂善太郎外務大臣が崔徳新外務部長官(いずれも当時)に同様の提案を行ったが、崔長官は再び拒否している²⁶。1965年6月22日の日韓基本関係条約締結とともに、日本の椎名悦三郎外務大臣と韓国の李東元外務部長官との間で、「紛争解決に関する交換公文」が交わされ、「両国政府は、別段の合意がある場合を除くほか、両国間の紛争は、まず、外交上の経路を通じて解決するものとし、これにより解決することができなかつた場合は、両国政府が合意する手続に従い、調停によって解決を図るものとする²⁷」ことが合意された。日本国政府は、この紛争の中に竹島問題は含まれると解しているが、韓国政府は、独島は韓国固有の領土であり、この問題は日韓間の「紛争」たりえないと主張する²⁸。ということは、両国の合意がない限り、調停に付することもできないということになる²⁹。

なお、衆議院における、昭和40年10月27日の日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会の審議

21 藤井「前掲論文」(注13)61頁。

22 国際法事例研究会『前掲書』(注10)178頁。

23 芹田健太郎「竹島を『消す』ことが唯一の解決法だ」『中央公論』2006年11月号272-273頁。

24 国際法事例研究会『前掲書』(注10)178頁。

25 外務省『竹島 竹島問題を理解するための10のポイント』14頁。Cf. <http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/takeshima/>

26 『同上』14頁。

27 鹿島平和研究所編『日本外交主要文書・年表 第2巻』(原書房、1984年)606-607頁。

28 実際、この交換公文の適用対象として竹島の名は明記されなかった。この経緯については太寿堂鼎『領土帰属の国際法』(東信堂、1998年)〔「竹島紛争」(初出、1966年)〕125-126頁。

29 皆川教授などは、この交換公文を評して、「実際問題として竹島をわが国の手にとりもどす見込みはほとんどなくなったと言わざるを得ない」との厳しい評価を下している。皆川洗「竹島紛争とその解決手続」『法律時報』第37巻10号(1965年)38頁。

において、社会党の松本七郎委員が、韓国の議会における李東元外務部長官の発言として、「紛争解決のためのノート交換があるのだけはこれは事実です。しかし、これは国際会議慣例上の常識であります。幾ら親善国家間に結ばれた条約も、一定の時間がたつにつれ誤解が生ずることもあり、摩擦があり得るのが、歴史的に証明されたことです。だから、今後、特に漁業問題や請求権問題等々において万一誤解が生じたり紛争が生じたりするときには、これをどう解決するかという、解決策に対するノート交換がありました。これには独島問題が包含されていないということを、椎名外相、また日本の佐藤首相が了解しました」との発言を紹介した。

これに対して、佐藤栄作総理大臣(当時)は、「国民の各位も、松本さんの朗読を通じて、この問題が紛争であることをよく承知しただろうと思います。……ただ、その中にありますように、この問題が最後に椎名君やあるいは私自身が了承してそれでこれが調印を得たという、そういう言い分がありますが、その点は、全然さようなことはございませぬ。……もう一つつけ加えて申し上げておきたいのは、紛争処理の問題が交換公文のあることは確かだ、しかし、日本と韓国の間では漁業関係や経済協力の問題でも紛争があるから、そういうものの処理のためにこれを残したんだと言われますけれども、漁業並びに経済協力には、紛争があればその協約の中に解決する方法がちゃんと決められています。だから、その点は明確に決めてありますので、誤解はないだろうと思います³⁰」と明確に反論している。

いずれにしても、竹島の領有権について両国間に紛争が存在することは紛れもない事実である。国際法上、一国の主張によって紛争の存否が決定されるわけではない。現在の国際司法裁判所の前身である常設国際司法裁判所(PCIJ)は、1924年8月30日のマブロマチスのパレスチナ特許事件(管轄権)判決において、「紛争とは、2つの主体間の法律又は事実の論点に関する不一致、法律の見解又は利益の衝突である³¹」と定義している。またICJは、1950年3月30日のブルガリア、ハンガリー及びルーマニアとの平和諸条約の解釈に関する勧告的意見の中で、「国際紛争が存在するか否かは客観的に決定されるべきものであって、単に紛争が存在しないと主張がその不存在を証明することにはならない³²」と述べている。これらの判例に従えば、日韓両国の間には、竹島の領有権をめぐる「紛

争」が存在する。なぜならば、両国はともに、この島の領有権を主張しており、ここに領有をめぐる両国の法律の見解の衝突があるからである。

もともと、実際に紛争がICJに付託される場合を想定して、判決の帰趨に大きな影響を与える決定的期日(critical date)や時効、さらには黙認など検討すべき課題は多い³³。

5 おわりに

韓国では、李ラインが現在の排他的経済水域の先駆けとなったとする再評価が行なわれている。しかし、そうした評価は、1952年のサンチャゴ宣言との比較においても困難である。

韓国側は李ラインという日本側から見ると暴挙にしか映らない外交政策であっても、その正当化を国際的に積極的にアピールしようとしている。李ラインの肯定的評価によって、独島に対する韓国の立場の強化を目指そうという狙いがそこには垣間見える。他方、こうした韓国の姿勢と比較すると、日本では竹島問題についての日本の主張を発信しようとする姿勢がきわめて弱いように思われる。機会あるごとに、日本の竹島に対する領有権の根拠を明らかにし、竹島の不法占拠を続け既成事実化にまい進する韓国の政策の問題点を提示してゆくことこそが必要である。

友好国である韓国への配慮を口にする人もいるが、友好国であるからこそ、率直にお互いの見解を交わし、両国の外交交渉で解決できない問題は、国際司法裁判所やその他の平和的解決手段で解決するという姿勢を示す必要がある。日韓はともに国連の加盟国であり、国連憲章第2条3項が、「すべての加盟国は、その国際紛争を平和的手段によって国際の平和及び安全並びに正義を危くしないように解決しなければならない」と規定し、国連の基本原則としていることを忘れてはならない。周知のように、国連憲章は第14章に国際司法裁判所に関する規定を設け、第92条で、「国際司法裁判所は、国際連合の主要な司法機関である」と位置付けている。そうした中で、国連加盟国である日本が、韓国に対して竹島紛争のICJ付託を提案することは国連加盟国として至極当然のことであり、これを拒否する韓国側にこそ問題があることを国際的に発信する必要があるだろう。

30 衆議院日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員会議録(昭和40年10月27日)。なお、松本委員による質問において、李東元外務部長官の発言として、「椎名さん、人も住まず、犬さえいやだと住みつかない独島、われわれは、自分の領土だから、しかたなく守るけれども、あなたたちは何のためにそんなことで一生懸命言いがかりをつけるのかとこう語りました。その後韓国に滞在する間に椎名外相が二度と独島問題について言及したことがありません」との発言も紹介されている。

31 *The Mavrommatis Palestine Concessions, PCIJ Series A, No.2, p.11.*

32 *Interpretation of Peace Treaties with Bulgaria, Hungary and Romania, ICJ Reports, 1950, p.74.*

33 この点については、中野徹也「竹島の領有権をめぐる戦後の動向について」『第2期『竹島問題に関する調査研究』中間報告書』(平成23年2月)36-46頁に詳しい。